

涯学習を推進する中核施設としての機能を果たすことができるものであり、現在、中央公民館として位置づける方向で検討している。また、職員配置については、中央公民館として対応できる人員の配置を検討していきたいと考える。



中央公民館

## 病院事業について

**Q** 市民病院の赤字決算を理由に短絡的に運営形態の見直しや機能の縮小、人件費などの削減を図るべきではないと考えるが、市長の見解は。

**A** 市民病院が2年連続しての赤字決算となっている原因としては、診療報酬の引き下げ、患者負担の引き上げによる受診抑制や、医師をはじめとする医療従事者の不足等、外部環境の悪化も大きな要因であると認識している。当然のことながら、安全で安心、良質な医療を提供するには、経営の健全性の確保は必要不可欠である。そのため、市民病院では、現在、経営の効率化に懸命な努力を続けているところである。ただし、公立病院の役割として、「採算性の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること」も求められており、経済性のみを追求することなく、住民福祉の向上のため医療機能を提供していく役割を担っている。市民病院と公立みつぎ総合病院の二つの公立病院のあり方については、「病院事業検討委員会」での意見などを参考にし、慎重に検討していく。



市民病院

## しまなみ海道の通行料金の軽減策について

**Q** 実現の可能性と結論の出る時期等、今後の見通しはどうなっているか。

**A** 本市の財政支出に関する法的な問題については、関係機関と協議したところ、問題ないとの回答をいただいている。本四高速、国土交通省との協議の経過については、6月上旬に本四高速と協議し、6月下旬に本四高速から国土交通省へ本市の提案内容の説明をされているのが、今日までの経過である。軽減策の内容については、案件の実施が可能かどうかを現在検討していただいているので、決まり次第示させていただきたい。

## 入札制度の改善について

**Q** 平成19年度及び平成20年度での電子入札システムの試行状況はどのくらいか。また、試行結果からどのような課題等があり、全面実施のめどはどのようになっているか。

**A** 平成19年度4件の試行を経て、平成20年度では8月末現在で135件の入札案件のうち78件を実施し、実施率は57.7%である。目的は事務の効率化と入札参加者の利便性を求めるものであり、従来の紙入札との併用では、かえって効率化につながらないという問題もある。このため、平成22年度には原則電子入札に移行することを目標としている。

## 尾道大学の独立行政法人化について

**Q** 尾道大学の独立行政法人化について、市長はどのような認識を持っているか。

**A** 現在、法人化をしている公立大学の状況を調査しているところである。意思決定の迅速さや予算執行の柔軟性といったメリットがある一方、市としてのチェック機能の希薄化や人員、財政上の負担増が考えられるなどのデメリットもある。今後、関係者のご意見もいただきながら、法人化の是非について、具体的な検討を行いたいと考えている。



尾道大学

## 後期高齢者医療保険制度について

**Q** 負担増になった世帯について、市独自の補助制度をつくる考えはあるか。

**A** 後期高齢者医療制度は、都道府県単位で運営され、原則、広域連合内均一であるため、本市独自の補助制度は考えていない。

**Q** 説明会開催にどのような働きかけをして、開催状況はどうであったか。また、今後の説明会に対する姿勢についてどう考えるか。

**A** 老人クラブ連合会、社会福祉協議会、連合民生委員協議会に働きかけを行い、これまで、老人クラブ、地区社協、ふれあいサロン等の各種団体より要望をお受けして、地域での説明会を30会場で開催し、参加者は1,694人である。今後の説明会については、国における新たな保険料の軽減内容が明らかになってきたので、そのことを含めた説明会を行うことが必要であると認識しており、市広報への掲載や老人クラブ連合会と連携をとり、地区老人クラブへの出前講座の案内を行うなど、より積極的に制度の周知に努めていきたい。

## 教育問題について

**Q** 軽度発達障害を持つ児童のために、せめてすべての学校に特別支援教育支援員を配置すべきではないか。

**A** 特別支援教育の対象となる児童生徒は増加傾向にあり、「特別支援教育支援員」を配置するなど、当該児童生徒に対する支援体制をつくることは、喫緊の課題であると認識している。今年度、本市では、特別支援教育支援員を小学校、中学校合わせて51校中25校、38名配置しており、また、配置していない学校は、小学校11校、中学校15校、合わせて51校中26校である。全校に配置していない理由は、本市では、必要とする学校には複数でも配置し、必要としない学校には配置しないという方針で対応しているからである。配置に当たっては、すべての学校の校長に希望を聞くとともに、指導主事による学校訪問を行い、総合的に判断している。本年度の特別支援教育支援員配置の予算額については、25校38名の特別支援教育支援員の人的措置を行うため、5,660万円の予算措置を行っている。また、特別支援教育支援員を配置していない学校26校に1名ずつ配置した場合、3,890万円の増額が必要となる。特別支援教育支援員の配置については、今後とも、各学校の実態に応じ、きめ細かな対応に努めていきたい。

## 百島の医療と救急体制について

**Q** 百島の救急患者に対する島内搬送や、救急船の搬送体制の充実は図られているか。

**A** 島内搬送については、百島町救急体制確立実行委員会と委託方式で

協議してきた。それに伴う患者搬送用車両についても、配置すべく確保している。現時点では、島内搬送業務の委託契約について、調整協議中である。海上搬送は、委託しているグループの増員について取り組んでいる。また、島内搬送と海上搬送は一体化することが望ましく、そういったグループの結成についても協議をしてきたが、困難な状況である。百島地区においては、今後さらに人口の減少、高齢化が進展することが見込まれる中で、委託方式には限界があると認識している。現在、離島における直営方式の救急業務のあり方について、検討を始めているところである。

### 尾道大学について

**Q** 平成21年4月開講予定の、一般教養科目「尾道学入門」の内容等はどのように考えているか。また、「尾道学講座」と「尾道学入門」との関連性をどのように考えているか。

**A** 「尾道学入門」を大学の授業科目とすることについては、平成21年4月に開講する予定である。具体的には、専任教員がオムニバス方式で15回の授業を行い、一般教養教育科目として2単位を与えるようにしている。また、今後は、地域の研究をしている方に講師をお願いすることも考えている。なお、市民向けの尾道学講座は、これまでの取組を踏まえ、新たな研究や考察の成果を内容としていくつもりである。

**Q** 教員採用については、今後、公募制を基本とするのか。

**A** 今年度から、原則的に公募により、より広く人材を求めていくことにした。

### 環境問題について

**Q** 市民活動計画についての、市の認識と対応は。

**A** 家庭でできるエコ活動を具体的に表現した「市民活動計画」は有効なものであると認識している。現在、作成に向けて取り組んでいる。

**Q** 「クールアースデー」取組の結果はどうであったか。また、今後の日常化に向けた取組について、どのように考えているか。

**A** 本市においては、7月7日に各企業等に呼びかけ、ライトダウンをお願いした。継続して実施している企業もあり、成果があったものと考えている。また、6月21日夏至の日に、小中学校及び市民の方々に呼びかけ、キャンドルナイトを実施した。子ども達からは、「ろうそくの灯だけで過ごした後でつけた電気がとても明るくて、電気の大切さが分かった」、「ろうそくの灯のなか、家族と地球温暖化の話をした」などの有意

義な感想をいただいた。12月21日の冬至の日にも、キャンドルナイトを予定しており、引き続き実施したいと考えている。



キャンドルナイト

### 農業問題について

**Q** 農協との連携によるイノシシ対策等を考えているか。

**A** 市内の中山間地域や島しょ部にイノシシが出没し、農作物に大きな被害を及ぼしていることは、重要な課題と認識している。イノシシ被害防止対策として、本年度から、防護柵等設置事業の補助率を3分の1から2分の1に、上限額を3万円から5万円に改正し、前年予算対比で約25%増額し、充実を図っている。今後も、引き続き、農家の皆様が安心して、耕作できるよう、農協と連携を図りながら、この制度の継続を努めていきたい。

**Q** 需要の高いイチジクやわけぎ等に切りかえる指導は考えているか。

**A** イチジクやわけぎ等は、県内一、全国一の産地である。イチジクについては、沿岸島しょ部を中心に年々栽培面積、生産者とも増加傾向にある。わけぎについては、現在、県、尾道市農協と連携をしながら、御調や因島への普及を図り、すでに因島では、栽培を開始し生産者も増えている。今後、イチジクやわけぎ等への取組希望があれば、県や農協と連携しながら、産地育成に取り組んで行きたい。

### 県立瀬戸田病院について

**Q** 県立瀬戸田病院の移管問題について、県との協議はどのようになっているか。また、尾道市としての考えはどうか。



県立瀬戸田病院

**A** 地域医療を確保することは必要なことであると認識している。現在、施設整備等を含め、有床診療所として運営が可能かどうかを判断するため、概算費用を算出している。今後、支援の内容について県と協議を行い、移管についての判断をしていきたい。

### 地域資源を活かしたまちづくりについて

**Q** 歴史まちづくり法への対応についてどのように考えているか。また、基本計画策定への行程はどのようなものか。

**A** 本市はこれまで、世界遺産登録にふさわしいまちづくりを目指して、歴史文化遺産として価値のある建物の外観復元、修理などに対し助成する「まちなみ形成推進事業」や商業会議所記念館・歴史博物館の整備など歴史遺産を大切にきた事業を行ってきた。本年度もさまざまな時代の建築文化をよくとどめている建築物について「尾道市歴史的建造物及び町並み調査」を実施しているところである。こうした中、本年5月に成立した「歴史まちづくり法」は、歴史的なまちなみの整備を支援する法律であり、本市が取り組んでいる歴史遺産を大切にきたまちづくりを後押ししてくれるものであると認識している。また、先に文化庁から「文化財総合的把握モデル事業」の実施市として選定され、今年から3年間で文化財総合調査を実施し、平成22年度には「歴史文化基本構想」を策定する予定である。この構想や、これまで市独自で行ってきた施策の成果を踏まえて、早ければ平成23年度に、通称「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」も策定したいと考えている。



歴史博物館

### 寄贈品の活用・展示について

**Q** 今後の利用・展示方法はどのように考えているか。また、市街地の既存施設の有効活用についてどう考えているか。